

第1版

(令和2年1月作成)

門真市事業系ごみ 分別ハンドブック



【目次】

廃棄物とは……………1	紙ごみの分別について……………12～13
排出事業者責任……………2	事業系ごみQ&A……………14
適正区分・適正処理……………3～4	産業廃棄物……………15
ごみ減量・再資源化のメリット……………4	水銀使用廃棄物の適正処理について……………16
ごみ減量・再資源化への手順……………5	事業所から排出される大型ごみなどの処理について…17
事業者のみなさんができること……………6～9	門真市一般廃棄物収集運搬許可業者一覧表……………18
食品ロスについて……………10～11	ごみの出し方・分け方一覧表……………19



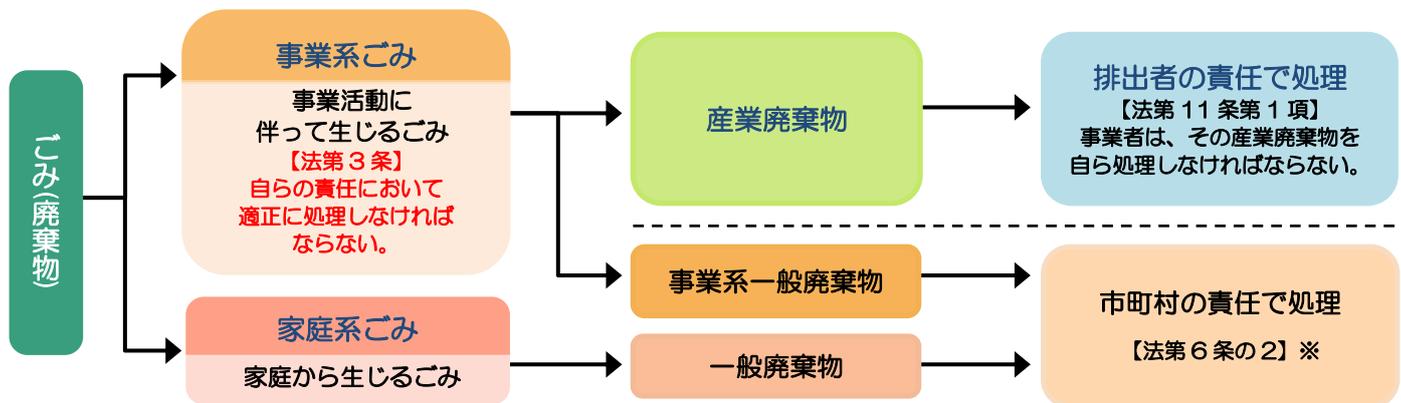
廃棄物とは

廃棄物とは何ですか？

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という)第2条第1項

「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物または不要物であって、固形状または液状のもの(放射性廃棄物を除く)をいいます。

廃棄物とは、占有者が自ら利用し、または他人に有償で売却することができないために不要になった物をいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の見取り形態、取引価値の有無及び占有者の意思などを総合的に勘案して判断する。『行政処分の指針』(H25.3 環境省通知)



※ 市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。

事業系ごみとは何ですか？

ごみには家庭から生じるごみ(家庭系ごみ)と事業活動に伴って生じるごみ(事業系ごみ)があり、事業系ごみには事業系一般廃棄物と産業廃棄物があります。

産業廃棄物とは何ですか？

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物をいいます。(P15 参照)

一般廃棄物とは何ですか？

産業廃棄物以外の廃棄物をいいます。

特別管理廃棄物

一般廃棄物と産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性、その他人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものは、特別管理一般廃棄物または特別管理産業廃棄物に指定され、より厳しい基準にしたがって処理しなければなりません。

排出事業者責任

排出事業者責任とは何ですか？

※
法第3条第1項に、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と定められています。

また、第3条第2項では、

- 「事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用などを行うことによりその減量に努めなければならない。」
- 「物の製造、加工、販売などに際して、その製品、容器などが廃棄物になった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難とならないような製品、容器などの開発を行わなければならない。」
- 「その製品、容器などに係る廃棄物の適正な処理方法についての情報を提供することなどにより、その製品、容器などが廃棄物となった場合においてその適正処理が困難とならないようにしなければならない。」

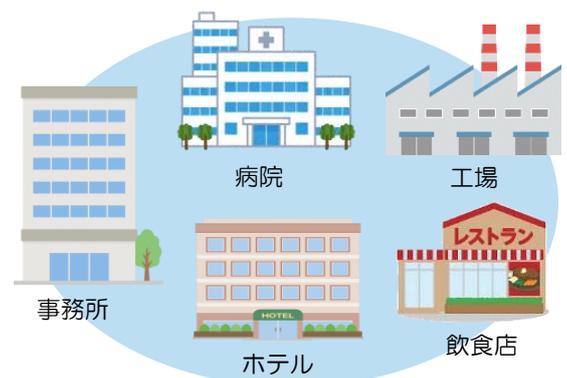
第3条第3項では、

- 「事業者は、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保などに関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。」と定められています。

※「事業活動に伴って」とは、本来の事業活動のほか、それから随伴するもの(付随的業務に伴うものや不可避免的に伴うもの)を含みます。

事業者とは？

事務所、商店、飲食店、工場、ホテルなど営利を目的として事業を営む者だけでなく、病院、社会福祉施設などの公益事業を営む者も含まれます。



適正区分・適正処理

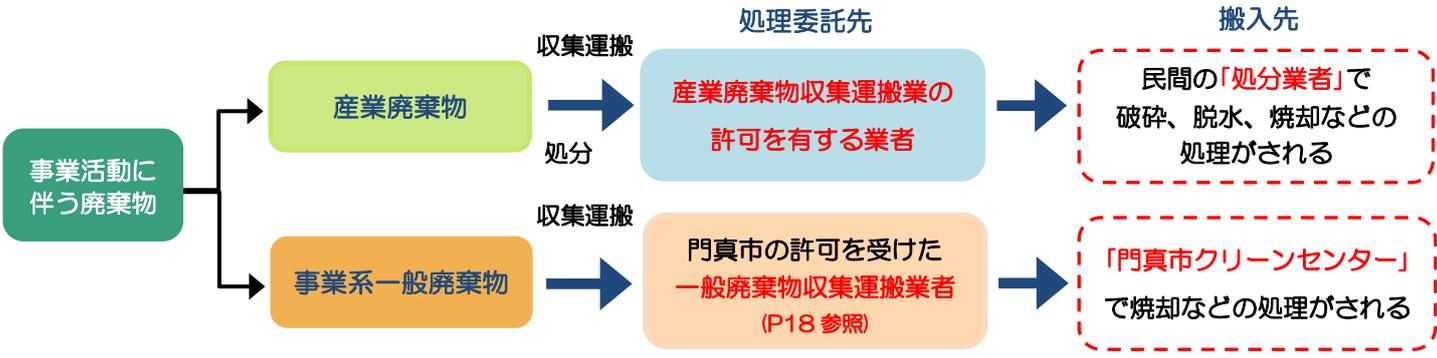
適正区分とは何ですか？

事業活動に伴って生じた廃棄物を事業系一般廃棄物と産業廃棄物に適正に区分し、それぞれを適正に保管することをいいます。

適正処理とはどういうことですか？

適正に区分された廃棄物(事業系一般廃棄物と産業廃棄物)を自ら処理するか、または他人の廃棄物を処理できる業者に委託し適正に処理することをいいます。

廃棄物の処理委託はどうするのですか？



○古紙、金属くず、空きびん、古繊維は、専ら再生利用の目的となる廃棄物を専門に取り扱う再生資源事業者に委託できます。専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみ収集運搬または処分を業として行う者に産業廃棄物を委託する場合には、マニフェストの交付は不要ですが、委託契約書の作成は必要です。

事業系ごみ(一般廃棄物)の持込み処理について

門真市内の事業者の方で、自ら門真市クリーンセンターにごみ(一般廃棄物)を持込み、処理を希望される場合は、持込み希望日の前日までにご予約のうえ、有料で門真市クリーンセンターへ持込むことができます。

●持込みごみ予約専用ダイヤル：06-6909-3551

事業所での資源化可能な紙類の処理方法

- ①処理方法
①許可業者へ回収を依頼しリサイクルする。 
- ②再生資源事業者(リサイクル事業者)へ回収を依頼しリサイクルする。 
- ③自ら再生資源事業所(リサイクル事業所)へ持込む。 

②分別方法

分別区分の例示

●新聞 ●段ボール ●OA紙 ●雑誌 ●シュレッダー紙 ●その他の紙

③従業員、テナント会社に周知し分別排出

- 分別方法、回収方法、回収量は、許可業者または再生資源事業者(リサイクル事業者)とご相談してください。
- 分別方法を決定し、分別容器と設置場所を確保しましょう。
- 分別方法やリサイクルに向かない紙類(禁忌品)(P13参照)について、従業員・テナント会社・清掃員に周知徹底してください。

ごみ減量・再資源化のメリット

ごみの減量・再資源化に取り組むことは、下記のメリットにつながります。

1. 節約を心がけることは、事務用品やエネルギーの無駄遣いを減らすことになり、経費節減につながります。
2. 事業者によるごみの減量等の取り組みにより、資源保全、省エネルギーなど、次の世代へ良い環境を残すことができます。
3. ごみを出さない職場づくりを目指すことは、職場の効率化や製造工程の合理化など、経営の効率化につながります。
4. 「環境」という社会のニーズに企業として対応していくことで、社員・従業員の意識改革を図ることができます。
5. 世界的に環境問題への関心が高まっている今、消費者は事業者が環境問題にどのように取り組んでいるかに注目しており、環境を軽視した事業活動を行っている事業者は、どんどん取り残され、消費者の支持を失う恐れがあります。
また、事業所全体でごみ減量や再資源化を積極的に推進することは、事業所の経費削減などにつながるとともに、「ISO14001」※1や「エコアクション 21」※2の認証を取得することは消費者や取引先等の関係者の信頼性を大きく向上させます。

※1 国際標準化機構(ISO)が定める環境管理全般に関する国際規格。
ISO14001は、環境マネジメントサービスを定めた仕様です。

※2 環境省が策定した「エコアクション 21 環境経営システム・環境レポートガイドライン」に基づく、広範な中小企業・学校・公共機関のための認証・登録制度です。

①環境経営システム ②必要な環境への取り組み ③環境活動報告の3つの項目がひとつにまとめられており、認証・登録のための「審査費用、認証・登録費」が、ISO14001と比べて10分の1程度と、比較的取り組みやすい制度ということで注目を集めています。

ごみ減量・再資源化への手順

ごみ減量・再資源化の推進に向けて、各職場に合ったシステムをつくりましょう！

1. ごみ減量・再資源化のための組織作り

- 各部署から担当者の選出

2. 現状把握

- ごみの種類・量の把握
- 資源化・処理状況の把握
 - ◆ごみ保管場所に集められたごみの内容調査をする。
 - ◆毎回計量する。困難な場合は一定期間計量を行い、推計する。
 - ◆資源化・処理状況は契約している廃棄物収集運搬許可業者に確認する。

3. 発生抑制と再資源化の検討

- 発生抑制が可能なものはないか
- 再資源化が可能なものはないか
 - ◆まず各職場に合った「ごみを減らす方法」を考える。
 - ◆発生したごみの再資源化については廃棄物収集運搬許可業者とよく相談し、できる限り再資源化の方法を考える。

4. ごみ減量・再資源化計画の作成

- 資源化物の品目決定や分別方法の決定
- 資源化物や廃棄物の保管場所の整備
- ごみ減量・再資源化の目標値の設定
- 廃棄物収集運搬許可業者と契約の確認・見直し
 - ◆業者との契約(更新)の際に、分別区分、収集回数、場所、料金等をよく相談すること。

5. 社員、従業員への計画の周知

- 分別の種類、方法の周知徹底
- 社員、従業員の役割の周知徹底

6. 計画の実行

7. 問題点の抽出・システムの改善

事業者のみなさんができること

すべての人 編

リデュース(発生抑制)行動例

- 適量の購入や注文をし、食べ残しをしない。
- 消費期限と賞味期限を正しく理解し、食べられる食品を捨てない。
 - ・消費期限とは…品質の劣化が早いものに記載される。「安全に食べられる期限」のこと。
 - ・賞味期限とは…品質の劣化が比較的緩やかなものに記載される。「おいしく食べられる期限」のこと。
- 生ごみの水切りを十分にし、ごみの量を減らす。

◎環境への配慮

- 食べ物への感謝の心を持つ。
- 食品ロス問題・海洋プラスチックごみ問題など、環境に関する課題に関心を持ち、その実態を知り、自分にできることを考える。

食品製造業 編

リデュース(発生抑制)行動例

- 製造量を考慮した適正量の原材料調達を行う。
- 原材料を無駄なく使い切り、未使用の原材料の有効利用に取り組む。
- 製造過程でのミスを削減し、不良品発生を減らす。
- 賞味期限は商品の特性に応じて科学的・合理的に設定し、過度に短く表示しない。
- 品質を保持できる容器包装を使用する。
- フードバンクを活用する。
※フードバンクとは…「食料銀行」を意味する社会福祉活動。まだ食べられるのに様々な理由で処分されてしまう食品を、食べ物に困っている施設や人に届ける活動のこと。

飲食業 編

リデュース(発生抑制)行動例

- 天候や周辺のイベント開催情報等から来店者数を予測して仕入れや仕込みを行う。
- 食材を無駄なく使い切って調理をする。
- 宴会等予約時にお客様の好き嫌いや食べたい量の聞き取りをする。
- 小盛りなどの食べきりサイズ・単品メニュー等を提示する。
- 品質的に問題のない食品は、お客様の自己責任であることを分かってもらったうえで、食べきる目安の日時等の情報提供を行って、持ち帰り用に提供することを検討する。

リデュース(発生抑制)行動例

- コピー用紙の使用量抑制に取り組む。(両面コピーの励行、文書の共有、電子メールの活用によるペーパーレス化など)
- 事務用品の購入時は、必要性を十分検討し、無駄な在庫を持たないようにする。
- ごみ箱をできるだけ減らすなどにより、社員・従業員が安易にごみを出すのを抑制し、資源化可能なものをごみにしない体制をつくる。
- お茶やコーヒーなどは湯のみやカップを利用して、使い捨て容器(紙コップなど)の使用量を減らす。

リユース(再使用)行動例

- ミスコピー紙や不用となった片面コピー用紙は、メモ用紙などに再使用する。
- 使用済みの封筒、ファイル、フォルダーなどは、内部連絡などに再使用する。
- 不用となった事務机などは、他の部署などで再使用する。
- コピー機、パソコンプリンターなどのトナーカートリッジなどは、メーカー回収などにより再使用する。

リサイクル(再生利用)行動例

- 紙類は、新聞、雑誌、ダンボール、OA用紙、雑がみ(包装紙、封筒など)に分別し、できるだけ質の高い資源化に努める。(資源物回収BOX設置など)
- 機密文書は、その再資源化方法を廃棄物収集運搬許可業者と相談する。または、裁断や溶解処理のうえ、再生利用できる専門業者に相談する。
- びん、缶、ペットボトルは納入業者に引き取ってもらうか、廃棄物収集運搬許可業者に資源化物として引き渡す。
- OA用紙、印刷物には再生紙を購入し、使用する。
- 雑がみ専用ボックスなどを設置し、廃棄物収集運搬許可業者に資源化物として引き渡す。

◎環境への配慮

- ごみや資源物の発生量や資源化量を把握する。
- 経営方針にごみ減量、リサイクルの事項を掲げるなど、行動計画を作成する。
- 環境への取り組み推進のための社内組織を整備する。
- ごみ減量や資源化の意義などについて、社内での環境学習を推進する。
- ごみや資源物の保管場所に十分なスペースを確保したうえで、衛生的な状態に保つ。
- 環境への取り組みについて情報提供に努める。(環境レポートの公表など)
- 地域住民とともに、環境保全活動を推進する。

リデュース(発生抑制)行動例

- 製品アセスメントなどの事前評価を実施し、ごみになりにくい、リサイクルしやすいなど、環境負荷の低い製品の企画、設計を促進する。
- 製品の小型化など、同一機能に対する資源使用量の極小化に努める。
- 素材、設計の改良により、寿命の長い製品を開発、生産する。
- 修理体制の拡充、迅速な対応など、修理サービスの向上に努める。
- 製造過程では廃棄物の発生を抑え、発生したものについてはリサイクルする。
- 生産、加工段階での包装、梱包について、簡易包装に努める。

リユース(再使用)行動例

- 容器のリターナブル化(回収して再使用すること)を実施する。
- 詰替え可能な商品の生産の促進を図る。
- 再使用可能な部品を使用する。
- 通い箱、パレットの使用など、運搬資材・梱包資材の省資源化、再使用を推進する。

リサイクル(再生利用)行動例

- 原料に再生資源を積極的に利用する。
- リサイクルに関する技術開発を推進する。
- ごみ減量、リサイクルに適した商品、再生品であることの表示に努める。
- 製品及び梱包材などを回収、リサイクルする。
- 紙類は、新聞、雑誌、ダンボール、OA用紙、雑がみ(包装紙、封筒など)に分別し、できるだけ質の高い資源化に努める。
- びん、缶、ペットボトルは納入業者に引き取ってもらうか、廃棄物収集運搬許可業者に資源化物として引き渡す。

◎環境への配慮

- ごみや資源物の発生量や資源化量を把握する。
- 経営方針にごみ減量、リサイクルを掲げるなど、行動計画を作成する。
- 環境への取り組み推進のための社内の組織を整備する。
- ごみ減量、リサイクルの意義などについて、社内での環境学習を推進する。
- ごみや資源化物の保管場所に十分なスペースを確保したうえで、衛生的な状態に保つ。
- 有害化学物質の使用の廃止・削減を促進する。
- 環境への取り組みについて、情報提供に努める。(環境レポートの公表など)
- 地域住民とともに、環境保全活動を推進する。

リデュース(発生抑制)行動例

- レジ袋の無料配布中止などを導入し、マイバッグの持参を呼びかけて、レジ袋の削減に取り組む。
- 量り売りなど、消費者が必要な数・量を購入できる仕組みを整備する。
- 過剰包装を控え、簡易包装を推進する。
- 修理体制の拡充、迅速な対応など、修理サービスの向上に努める。
- 賞味期限切れ商品などの廃棄を削減する販売管理の徹底を図る。
- 食料品の加工くずや売れ残り品などは水切りをして処分する。食品リサイクルについて検討する。
- メーカーや卸売業者など、生産・流通業者に対し、梱包材や包装材の簡素化や引き取りを依頼する。

リユース(再使用)行動例

- リターナブルびんやデポジット制の商品を積極的に販売、回収する。
※デポジット制とは…使い捨ての飲料容器などの製品の回収を促すため、製品の販売時に預かり金(デポジット)を価格に上乗せし、消費者が使い終わって返却した際に預かり金を返還する制度のこと。
- 詰め替え商品など、長期間繰り返し使用できる商品を積極的に販売する。
- 流通用梱包材は、繰り返し使用できるものを採用する。

リサイクル(再生利用)行動例

- 食品トレイ、ペットボトルなど、容器包装の店頭回収を行う。
- 食料品の加工くず、売れ残り品などは、生ごみ処理機などによるたい肥化や、食品リサイクル法に基づく再生利用事業者へ搬入し、たい肥化や飼料化に努める。
- ボタン型電池、充電式電池など、使用済みの商品を回収し、リサイクルルートに乗せる。(電気店)
- 紙類は、新聞、雑誌、ダンボール、OA用紙、雑がみ(包装紙、封筒など)に分別し、できるだけ質の高い資源化に努める。
- びん、缶、ペットボトルは納入業者に引き取ってもらうか、廃棄物収集運搬許可業者に資源化物として引き渡す。

◎環境への配慮

- ごみ及び資源物の発生量や資源化量を把握する。
- 経営方針にごみ減量、リサイクルを掲げるなど、行動計画を作成する。
- ごみ減量、リサイクルの意義などについて、店内での環境学習を推進する。
- ごみや資源化物の保管場所に十分なスペースを確保したうえで、衛生的な状態に保つ。
- 適正処理が困難な商品は、製造者や納品業者と協力して持ち帰ってもらうなど、適切な措置を講じる。
- 地域住民とともに、環境保全活動を推進する。